

# 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の運営について

## 2 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の課題

(1) 魅力度向上

(2) 中長期的な安定した運営

## 3 令和7年度以降の新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の運営について

新居浜市美術館

令和7年度以降の変更点

収集・保管

収集・保管

調査・研究・企画

調査・研究・企画

展示（特別展）（企画展）※

→ 展示（特別展・企画展）

※企画は指定管理者も参画する連絡調整会議（新設）で協議の上、決定

※利用料金制の導入

広報

※美術館が指定管理者へ別途業務委託を行っている。

広報

指定管理者の業務

施設管理

施設管理

直営の業務

市と指定管理者との役割分担（美術館）

業務区分		概要	運営主体		備考	
			市	指定管理者		
美術館経営		美術館の事業運営計画の策定、進行管理	◎	○	連絡調整会議で協議	
事業の実施	学芸業務	美術品等の収集・保管業務	◎	○ (くん煙等)		
		調査研究業務	◎	○ (配布)		
		展覧会企画業務	◎	◎	連絡調整会議で協議の上決定	
		展示業務	○	◎		
		教育普及業務	美術に関する講演会、講習会、研究会等の開催 出版物の刊行 ボランティアの運営 広報（美術に関する情報の収集・提供）	○	◎	
	出前講座の実施		◎	○		
	来館者サービス業務		展覧会チケット販売 展覧会改札及び展示監視 その他来館者への援助		◎	
	その他の業務		名誉館長	◎	○	
			総合文化施設及び美術館協議会	◎	◎	
			美術館の円滑な運営のために必要な業務		◎	
施設等の利用	施設等の利用許可	施設等の利用許可 施設の利用料金の收受 貸館業務 特別観覧料の徴収		◎	施設利用料金は指定管理者の収入	
	利用促進業務	広報宣伝 誘致活動	○	◎		
施設の維持管理	保守管理業務 備品管理業務 清掃・警備等	保守管理・保守点検業務 備品管理業務 植栽・清掃・警備等業務		◎	火災保険は市で加入	
管理運営	管理運営業務	指定管理者の業務に係る管理運営		◎		
物品販売事業等		展覧会関係物品販売		◎		

注 「運営主体」の欄中の「◎」は主に業務を行う者、「○」は従に業務を行う者を表す。  
市が配置する学芸員等は、以下に例示する専門的事項を行う（経費は指定管理者負担）。

項目		専門的事項
学芸業務	企画・展示	常設展示の企画、出展交渉及び借用契約、展示品輸送に係る立会、資料解説、広報物の監修、図録の執筆・編集、美術品等の活用等
	教育普及	美術館に関する講座等の講師・解説・実習指導等
利用促進業務		上記業務に関する原稿及び図版等の作成並びに広報物の監修